

1. 水害被害額（全国）

2,018,284百万円

〔内 訳〕

| | |
|-------------|--------------------------|
| ・ 一般資産等被害額 | 1,340,481 百万円（構成比 66.4%） |
| ・ 公共土木施設被害額 | 659,724 百万円（構成比 32.7%） |
| ・ 公益事業等被害額 | 18,079 百万円（構成比 0.9%） |

注1) 「一般資産等被害」とは、建物、家庭用品、事業所資産、農作物等に係る物的被害及び事業所営業停止損失等である。

2) 「公共土木施設被害」とは、河川、海岸、砂防設備、道路、港湾、下水道、公園等の施設に係る物的被害である。

3) 「公益事業等被害」とは、鉄道事業、水道事業、電力会社、電気通信事業者等に係る物的被害及び営業停止損失である。

4) 被害額には、人的損失額や間接的な波及被害等は含まれていない。

2. 水害被害の概要（全国）

(1) 死傷者数 3,208名

(〔内訳〕 ○死者 224名 ○行方不明者 16名 ○負傷者 2,968名)

(2) 被災建物棟数 199,371棟

(〔内訳〕 ○全壊・流失 1,715棟 ○半壊 11,135棟
○床上浸水 63,789棟 ○床下浸水 122,732棟)

(3) 浸水面積 69,750ha

(〔内訳〕 ○宅地・その他 25,728ha ○農地 44,022ha)

注) 死傷者数は、消防庁資料による（この資料において同じ。）。

3. 都道府県別水害被害額等

(単位：百万円・名)

| | 都道府県名 | 水 害 被害額 | 死傷者数 | | 都道府県名 | 水 害 被害額 | 死傷者数 |
|----|-------|------------|------|----|-------|------------|------|
| 1 | 兵庫県 | 425,039 | 333 | 25 | 千葉県 | 12,031 | 27 |
| 2 | 新潟県 | 245,019 | 114 | 26 | 秋田県 | 10,685 | 14 |
| 3 | 香川県 | 220,815 | 72 | 27 | 山口県 | 10,332 | 227 |
| 4 | 福井県 | 193,639 | 34 | 28 | 岩手県 | 10,313 | 8 |
| 5 | 岡山県 | 144,136 | 75 | 29 | 石川県 | 9,475 | 10 |
| 6 | 三重県 | 83,392 | 30 | 30 | 和歌山県 | 9,405 | 16 |
| 7 | 広島県 | 78,095 | 201 | 31 | 愛知県 | 7,810 | 60 |
| 8 | 岐阜県 | 64,898 | 46 | 32 | 青森県 | 7,400 | 13 |
| 9 | 京都府 | 61,687 | 226 | 33 | 大阪府 | 6,883 | 55 |
| 10 | 徳島県 | 46,402 | 30 | 34 | 奈良県 | 6,643 | 1 |
| 11 | 宮崎県 | 45,872 | 52 | 35 | 茨城県 | 4,779 | 10 |
| 12 | 長野県 | 35,671 | 10 | 36 | 山梨県 | 4,482 | 5 |
| 13 | 神奈川県 | 33,490 | 54 | 37 | 埼玉県 | 4,204 | 1 |
| 14 | 静岡県 | 30,208 | 127 | 38 | 福岡県 | 3,696 | 116 |
| 15 | 高知県 | 28,397 | 50 | 39 | 熊本県 | 3,452 | 165 |
| 16 | 愛媛県 | 27,434 | 90 | 40 | 島根県 | 3,443 | 27 |
| 17 | 東京都 | 22,199 | 1 | 41 | 栃木県 | 2,737 | 2 |
| 18 | 北海道 | 20,923 | 477 | 42 | 長崎県 | 1,261 | 62 |
| 19 | 大分県 | 17,511 | 37 | 43 | 宮城県 | 1,166 | 0 |
| 20 | 富山県 | 16,473 | 90 | 44 | 沖縄県 | 977 | 40 |
| 21 | 鹿児島県 | 14,670 | 70 | 45 | 滋賀県 | 757 | 12 |
| 22 | 福島県 | 13,447 | 5 | 46 | 群馬県 | 605 | 6 |
| 23 | 山形県 | 13,282 | 18 | 47 | 佐賀県 | 441 | 66 |
| 24 | 鳥取県 | 12,609 | 23 | | | | |

注) 都道府県名は、被害額の大きさの順に並べている。

4. 主な異常気象別水害被害額等

| 異常気象名 | 水害被害額 | 被害の概要 |
|---|--|--|
| 台風第 23 号 | <u>770,901 百万円</u> 〔内 訳〕 一般資産等 521,677 百万円 公共土木施設 243,993 百万円 公益事業等 5,231 百万円 | ○死傷者数 819 名 ○被災建物棟数 72,075 棟 ○浸水面積 27,911ha 【参 考】 台風第 23 号は、平成 16 年 10 月 20 日に高知県に上陸した後、大阪府に再上陸した。総雨量は、四国地方や大分県で 500mm を超えたほか、近畿北部や東海、甲信地方で 300mm を超え、広範囲で大雨となった。兵庫県の円山川水系円山川や出石（いずし）川の堤防が決壊するなど、兵庫県や京都府を中心に各地で河川の氾濫、土石流等による水害が発生した。また、京都府の由良川水系由良川が氾濫して観光バスが立ち往生したほか、高知県の菜生（なばえ）海岸において海岸堤防が倒壊した。 |
| 梅雨前線豪雨 （「新潟・福島豪雨」 及び「福井豪雨」 を含む。） | <u>456,342 百万円</u> 〔内 訳〕 一般資産等 332,254 百万円 公共土木施設 118,874 百万円 公益事業等 5,213 百万円 | ○死傷者数 123 名 ○被災建物棟数 35,736 棟 ○浸水面積 15,732ha 【参 考】 平成 16 年 7 月 8 日から 21 日までの間、梅雨前線が活発に活動したことより、新潟・福島の両県や東北地方等において、豪雨となった。特に、7 月 12 日夜から 13 日にかけて、新潟・福島両県では集中豪雨となり、この豪雨により、新潟県の信濃川水系五十嵐（いからし）川や刈谷田（かりやた）川等において堤防が決壊し、三条市や見附市等で浸水被害が発生したほか、長岡市等で土砂災害が発生した。 また、7 月 17 日夜から 18 日にかけて、福井県や岐阜県で大雨となり、この豪雨により福井県の九頭竜（くずりゅう）川水系足羽（あすわ）川等で堤防が決壊し、福井市や美山町等で浸水被害が発生した。 |
| 台風第 16 号 | <u>288,679 百万円</u> 〔内 訳〕 一般資産等 222,475 百万円 公共土木施設 64,600 百万円 公益事業等 1,604 百万円 | ○死傷者数 277 名 ○被災建物棟数 47,014 棟 ○浸水面積 6,242ha 【参 考】 台風第 16 号は、平成 16 年 8 月 30 日に鹿児島県に上陸した後、山口県に再上陸した。総雨量は、西日本の太平洋側で 500mm を超えた。また、台風の接近と大潮期間の満潮とが重なり、香川県高松港などで観測開始以来最も高い潮位を観測し、高潮によって高松市街が浸水した。 |

注 1) 異常気象名は、被害額の大きさの順に並べている。

注 2) 梅雨前線豪雨の死傷者数は、新潟・福島豪雨及び福島豪雨による被害の合計値である。

【 参考 1 : 過去 10 力年の水害被害額の推移 (平成 12 年価格) 】

(単位 : 億円・%)

| 年 | 水害被害額 | 内 訳 (構成比) | | | 〔 参考 〕 水害被害額 (名目値) |
|-----------------|--------|---------------|--------------|-----------|--------------------------|
| | | 一般資産等 | 公共土木施設 | 公益事業等 | |
| 平成 16 年 | 21,333 | 14,169 (66.4) | 6,973 (32.7) | 191 (0.9) | 20,183 |
| 平成 15 年 | 2,932 | 1,140 (38.9) | 1,742 (59.4) | 51 (1.7) | 2,806 |
| 平成 14 年 | 3,082 | 898 (29.1) | 2,137 (69.3) | 47 (1.5) | 2,995 |
| 平成 13 年 | 2,840 | 555 (19.5) | 2,257 (79.5) | 27 (1.0) | 2,803 |
| 平成 12 年 | 9,964 | 7,864 (78.9) | 2,015 (20.2) | 85 (0.9) | 9,964 |
| 平成 11 年 | 8,965 | 3,838 (42.8) | 5,071 (56.6) | 56 (0.6) | 9,120 |
| 平成 10 年 | 10,138 | 5,366 (52.9) | 4,688 (46.2) | 84 (0.8) | 10,452 |
| 平成 9 年 | 4,843 | 2,301 (47.5) | 2,523 (52.1) | 18 (0.4) | 4,993 |
| 平成 8 年 | 1,611 | 387 (24.0) | 1,188 (73.7) | 36 (2.2) | 1,653 |
| 平成 7 年 | 6,987 | 967 (13.8) | 5,582 (79.9) | 438 (6.3) | 7,218 |
| (参考) 昭和 57 年 | 16,368 | 6,395 (39.1) | 9,605 (58.7) | 368 (2.2) | 13,883 |

注) 四捨五入の関係で、内訳の合計と水害被害額が一致しない場合がある。

【 参考 2 : 水害統計調査の概要 】

1 調査対象水害

調査対象としている水害は次の事象であり、その規模の大小を問わない。

- ① 河川に係る洪水、内水等
- ② 海岸に係る高潮、津波等
- ③ 降雨に起因する土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等

2 水害統計調査の概要

水害統計調査は、都道府県を通じて実施する次の3つの調査により構成している。

(1) 一般資産水害統計調査

水害によって生じた一般資産の被害額等を把握するため、浸水深別被害建物棟数、被災世帯数等を調査する。なお、一般資産とは、以下の資産を指す。

- ① 建物 ② 家庭用品 ③ 事業所資産 ④ 農作物 等

(2) 公共土木施設水害統計調査

水害によって生じた公共土木施設の被害額等を把握するため、被災施設、災害復旧事業費等を調査する。なお、公共土木施設とは、国土交通省所管の以下の施設を指す。

- ① 河川 ② 海岸 ③ 砂防設備 ④ 道路 ⑤ 港湾 ⑥ 下水道 ⑦ 公園 等

(3) 公益事業等水害統計調査

水害によって生じた公益事業等の被害額等を把握するため、物的被害額、営業停止損失額等を調査する。なお、公益事業等とは、以下の事業等を指す。

- ① 鉄道事業 ② 水道事業 ③ 電力会社 ④ 電気通信事業者 等

3 被害額の算出方法

都道府県、市区町村等において調査し、国土交通省河川局に報告された一般資産水害統計調査等の数値を基に、次の方法により、被害額を算出している。

(1) 一般資産被害額

一般資産水害統計調査の調査結果である浸水深別被害建物棟数等の数値を基に、被害率等の係数を用いて、次のような計算式により「建物被害額」、「家庭用品被害額」、「事業所資産被害額」等に分けて算出している。なお、農作物の被害額は、都道府県からの報告額を合計し、算出している。

《 被害額の計算式：例 》

- ・ 建物被害額 = 浸水深別・勾配別被災建物延床面積 × 都道府県別家屋 1 m²当たり評価額 × 浸水深別・勾配別被害率
- ・ 家庭用品被害額 = 浸水深別被災世帯数 × 1 世帯当たり家庭用品所有額 × 浸水深別被害率
- ・ 事業所資産被害額 = 浸水深別・産業分類別被災事業所従業者数 × (産業分類別事業所従業者 1 人当たり償却資産評価額 × 浸水深別償却資産被害率 + 産業分類別事業所従業者 1 人当たり在庫資産評価額 × 浸水深別在庫資産被害率)

(2) 公共土木施設被害額

公共土木施設水害統計調査の報告額(補助事業及び地方単独事業の災害復旧事業費)の合計に、直轄事業の災害復旧事業費を加算し、算出している。

(3) 公益事業等被害額

公益事業等水害統計調査の報告額を合計し、算出している。